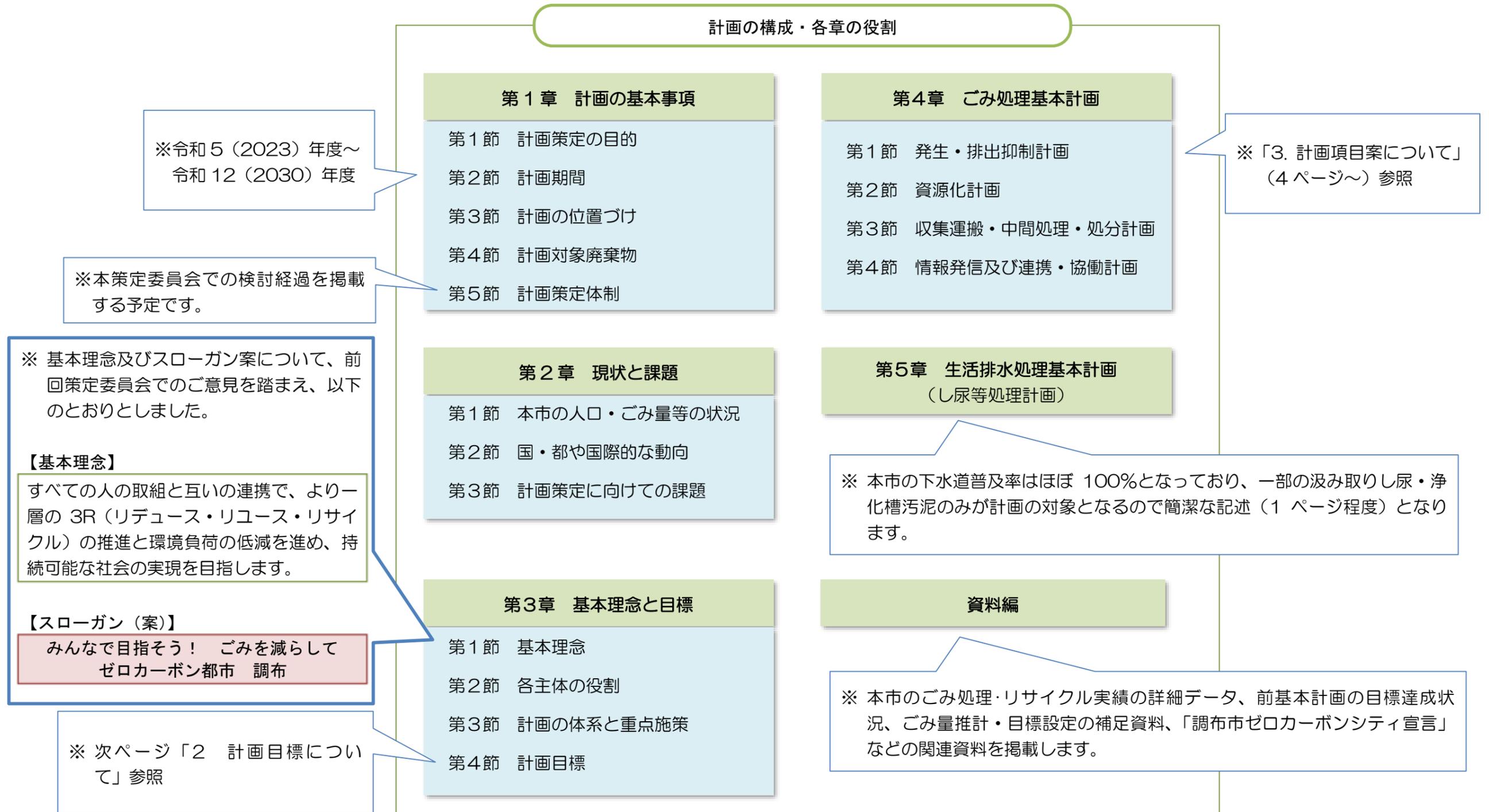


調布市一般廃棄物処理基本計画の骨子案について

1. 計画の骨子案について

一般廃棄物処理基本計画の冊子としてのイメージ（骨子素案）を参考資料2に添付しました。その構成は下図のとおりです。あわせて、基本理念に基づくスローガン案を第3章部分の吹き出しに示しました。



2. 計画目標について（案）

目標設定する項目について（案）

前回策定委員会で提示した5つの項目案について、委員会でのご意見を踏まえ次のように考え方を整理しました。

【考え方】

○計画目標とする項目の数	→	・項目は3つ程度に整理して分かりやすくする。
○ごみ全体の排出抑制	→	・事業系ごみや資源物も含めて、ごみ全体の排出抑制をめざす。
○温室効果ガスの削減	→	・ゼロカーボン都市を目指す観点から、ごみ処理事業に伴うCO ₂ 削減をめざす。
○最終処分量ゼロの継続	→	・これまで、多摩地域の25市1町が日の出町にある最終処分場に頼ってきた歴史的な経緯を踏まえ、最終処分量ゼロを継続する。

【計画目標を設定する3つの項目（案）】

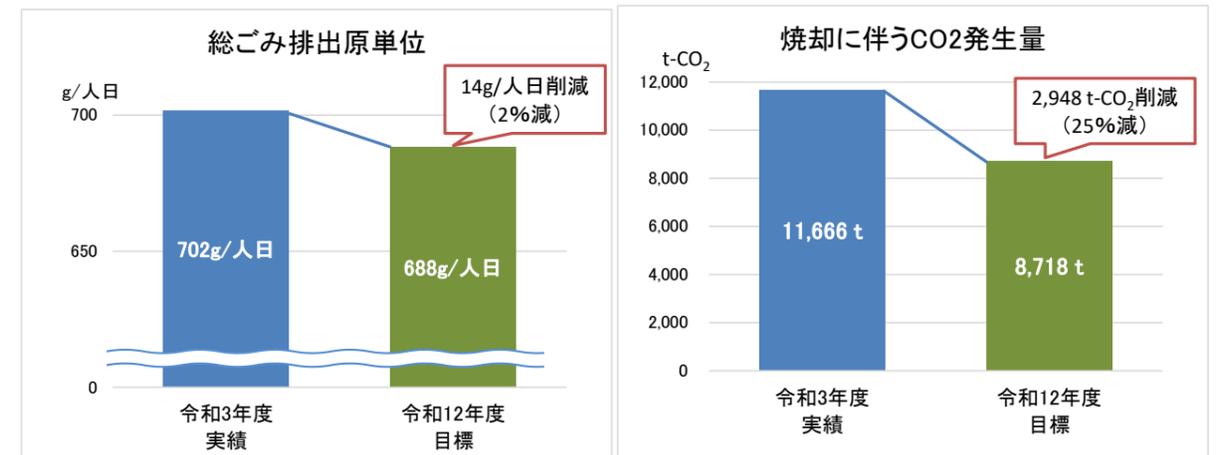
項目	指標の意味	毎年度のチェック方法
計画目標1 総ごみ排出原単位	家庭系・事業系のごみや資源物の発生抑制や自主回収を進め、総ごみ排出量がどの程度進んだかを示す指標です。 (計算式) $\frac{\text{家庭系ごみ} + \text{事業系可燃ごみ} + \text{資源物}}{\text{人口} \times 365} \text{ (366)}$	毎年度の家庭ごみ（可燃、不燃、粗大、有害）収集実績、資源回収量・集団回収量、事業系可燃ごみ持込量から算定します。
計画目標2 CO ₂ 削減量	ごみ処理事業によるCO ₂ の排出のほとんどはプラスチックの焼却処理によるものです。そこで、今後プラスチックの資源化量が増えた分だけ焼却炉でのCO ₂ 発生量が少なくなるものと考え、その目標を設定します。	毎年度、令和3年度と比較してプラスチックごみがどの程度削減量されたか（資源化量が増えたか）、焼却ごみ全体がどの程度減ったかを把握し、環境省のマニュアル（※）にしたがって算出します。
計画目標3 最終処分量	多摩地域全体の安定的なごみ処理・リサイクル事業に寄与しているかどうかを示す指標です。	リサイクルされずに埋立処分されたごみがないかどうかをチェックします。

※環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）算定・実施マニュアル算定手法編」

計画目標案（試算）

計画目標の試算結果は以下のとおりです。（目標設定の考え方は次ページ）

計画目標案1 総ごみ排出原単位	令和3年度 715g/人日	→	令和12年度目標 688g/人日 27g/人日減 (-3.8%)
計画目標案2 CO ₂ 削減量	令和3年度 11,666トン	→	令和12年度目標 8,718トン 2,948トン減 (-25%)
計画目標案3 最終処分量	令和3年度 ゼロ	→	令和12年度目標 ゼロ



参考指標（案）

家庭系ごみ原単位や総資源化率は、総ごみ排出原単位と連動して計算できる指標です。参考指標としてチェックしていきます。

指標	令和3年度	令和12年度参考値
家庭系ごみ原単位	384g/人日	366g/人日 (18g/人日減、-4.7%)
総資源化率	41.6%	42.1% (0.5ポイント増)

$$\text{家庭系ごみ原単位} = \frac{\text{家庭系ごみ排出量}}{\text{人口} \times 365 \text{ (366)}}$$

$$\text{総資源化率} = \frac{\text{資源物収集量} + \text{中間処理施設資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総排出量}}$$

目標設定の考え方

(1) 現在の家庭ごみの中身（品目別の排出量）の推計

組成分析調査から、令和3年度の家庭ごみの内訳量を推計しました。

令和3年度組成分析調査結果

品目	可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック
食品ロス	9.5%	0.2%	1.0%
調理くず	26.3%	0.3%	0.5%
草木類	4.7%	1.5%	0.2%
古紙類	8.9%	1.0%	1.6%
容器包装プラスチック	7.6%	6.8%	76.3%
製品プラスチック	1.5%	19.2%	12.9%
その他資源物	1.4%	2.1%	2.5%
その他可燃・不燃	40.1%	68.8%	5.2%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

令和3年度収集実績

可燃ごみ	27,920t (321g/人日)
不燃ごみ	3,365t (39g/人日)
容器包装プラスチック	4,223t (49g/人日)

粗大・有害ごみ
収集実績
その他資源物・
集団回収実績

令和3年度のごみの中身の推計

品目	排出先	ごみに排出	資源収集(集団回収も含む)に排出	合計
食品ロス		2,667 t (30.7g/人日)	41 t (0.5g/人日)	2,708 t (31.1g/人日)
調理くず		7,344 t (84.4g/人日)	20 t (0.2g/人日)	7,364 t (84.7g/人日)
草木類		1,351 t (15.5g/人日)	6 t (0.1g/人日)	1,357 t (15.6g/人日)
古紙類		2,517 t (28.9g/人日)	11,805 t (135.7g/人日)	14,322 t (164.6g/人日)
容器包装プラスチック		2,345 t (27.0g/人日)	3,222 t (37.0g/人日)	5,567 t (64.0g/人日)
製品プラスチック		1,075 t (12.4g/人日)	544 t (6.3g/人日)	1,619 t (18.6g/人日)
その他		16,141 t (185.6g/人日)	5,691 t (65.4g/人日)	21,831 t (251.0g/人日)
合計		33,438 t (384.4g/人日)	21,329 t (245.2g/人日)	54,768 t (629.6g/人日)

主な品目の排出状況

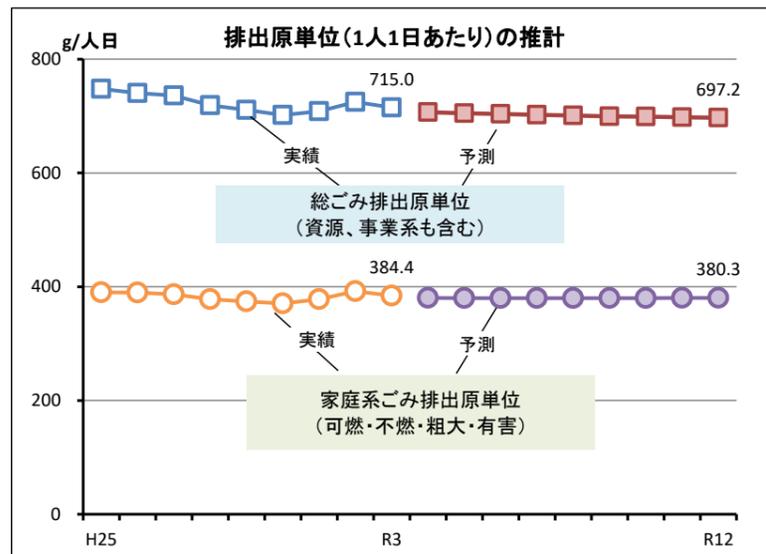
	推定排出量	概況
食品ロス	年間の排出量 2,708 トン 市民1人1日あたり 31.1 グラム	まだ食べられるのに捨てられてしまう食品ロスの量は約 2,700 トンです。 1人1日あたりロールパン(およそ 35g)を1個捨てている計算となります。
プラスチック	容器包装プラスチック 5,567 トン 市民1人1日あたり 64.0 グラム 製品プラスチック 1,619 トン 市民1人1日あたり 18.6 グラム	容器包装プラスチックは 5,567 トン排出されており、その内の 57.9%にあたる 3,222 トンが「容器包装プラスチック」に出されています。 製品プラスチック 1,619 トンが排出されており、その内の 66.4%にあたる 1,075 トンが可燃ごみや不燃ごみに出されています。残る 33.6%は「容器包装プラスチック」に混入しています。
古紙類	年間の排出量 14,322 トン 市民1人1日あたり 135.7 グラム	古紙類の年間排出量は 14,322 トンで、82.4%にあたる 11,805 トンは資源収集や集団回収に出されています。ごみ(主に可燃ごみ)には 2,517 トンが排出されており、その多くが「雑がみ」類です。
枝・草・葉	年間の排出量 1,357 トン 市民1人1日あたり 15.6 グラム	枝・草・葉といった草木類は、組成分析調査による推定排出量は 1,357 トンと推計されます。ただし、この数字には剪定枝チップ化事業で利用されているものや、ごみ袋に入れずに束で出されているものを含まないため、実際の排出量はもっと多いと推測されます。

(2) 現状のまま推移した場合のごみや資源の量

過去の実績から、推計式を用いて機械的に現状のまま推移した場合の推計を行いました。

【1人1日あたりのごみ・資源物量（原単位）】

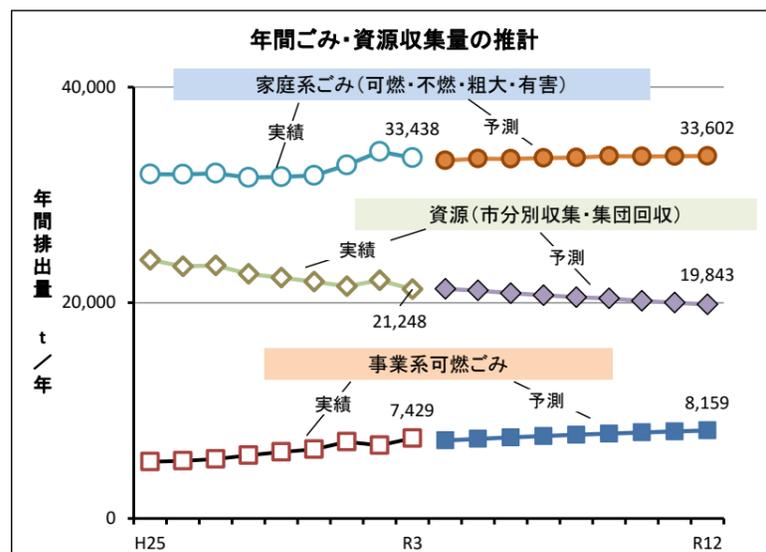
家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害）の原単位は、ほぼ横ばいで推移するものと予測されます。事業系ごみや資源物を加えた総ごみ排出原単位は、資源物の排出量の減少を受け、やや下降して推移するものと予測されます。



【年間収集量】

家庭系ごみは、1人1日あたりのごみ量は横ばい予測であるものの、人口が増えていくため、今後ともやや増加していくことが予測されます。他方資源物は減少傾向です。

事業系の可燃ごみは、令和12年度までに現状（令和3年度）より10%ほど増加することが予測されます。



(3) 品目別の削減目標の設定

(1) で現在のごみの中身を推計し、(2) で今後のごみ量の伸びを予測しました。

これらを合わせ、さらに、今後の取り組みの強化によって得られるごみの削減効果を設定しました。

削減効果の設定は、重点的な取り組みを進める品目を中心に行いました。

品目	令和12年度における目標設定の考え方
食品ロス	<p>国や東京都の目標に準じて設定しました。</p> <p>☆国や都の目標「2030年度までに食品ロス量を2000年度の半分にする」</p> <p>本市の平成12(2000)年度の食品ロス量のデータはありませんので、令和3年度を起点にすると、「令和12年度に令和3年度の18%減」となります。</p> <p>⇒調布市民1人1日あたりにあてはめると 5.5グラム削減 となります。</p>
プラスチック	<p>容器包装プラスチックは57.9%が資源に分別されていますが、これを6割に高めることとします。令和12年度までには製品プラスチックも新たに資源化することをめざし、これも排出量の6割が資源化されるものとします。</p> <p>⇒可燃・不燃ごみから新たに 6.3g/人日 のプラスチックを資源化します。</p>
古紙類	<p>令和3年度推計で古紙類の排出量の82.4%が資源として分別されていますが、雑がみを中心に分別を徹底し、85%に引き上げることを目標とします。(数字には表れませんが、品質の向上も同時に目指します。)</p> <p>⇒可燃ごみから新たに 4.2g/人日 の古紙類を資源化します。</p>
事業系可燃	<p>現状のままでは、令和3年度から令和12年度の伸びは10%になることが予想されます。許可業者収集による事業系可燃ごみの中身(品目別の内訳)はデータがありませんが、大規模建築物に対する指導の強化や、関係団体との協力による普及、啓発などで事業系ごみの排出抑制・資源化を図ります。</p> <p>⇒令和12年度までの事業系可燃ごみの 伸び率を半分の5%に抑える ことを目標とします。</p>

以上の設定により、計画目標値(2ページ)を試算しました。

3. 計画項目案について

1 発生・排出抑制計画

基本方針	3R（リデュース・リユース・リサイクル）の内、ごみの発生・排出抑制（リデュース）を最優先とし、特にプラスチック類や食品ロスのリデュースを重点的に取組みます。
徹底したごみの発生・排出抑制に向けた取組の展開	

1.1 家庭ごみの発生・排出抑制の推進

(1) プラスチック類の発生抑制	<ul style="list-style-type: none"> 包装材や使い捨てプラスチックの抑制を市民に呼びかけ
(2) 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> 食品の使い切りや食べ残しの削減、フードドライブの利用などを市民に呼びかけ
(3) その他発生・排出抑制行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの水切りや堆肥化など、家庭でできるごみ発生抑制行動の促進に向けた市民への呼びかけ、支援 発生抑制に向けた生活スタイルの転換

1.2 事業系ごみの発生・排出抑制の推進

(1) 大規模事業所への指導	<ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請
(2) 中小事業所への情報発信・指導	<ul style="list-style-type: none"> 中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化など 発生抑制に向けた事業スタイルの転換

1.3 循環型事業活動の促進

(1) 脱プラスチックの促進	<ul style="list-style-type: none"> 先進的取り組み事業所の紹介、情報発信を通じ、事業活動における使い捨てプラスチックの使用削減の促進
(2) 食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> 食べきり協力店、販売店における見切り品情報の市民への提供、フードドライブ・フードバンク実施団体との連携など、食品ロスの削減の推進
(3) 自主回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> 発泡トレイやペットボトル、古紙類などの店頭回収や、メーカーによる商品・容器の自主回収事業などの促進

1.4 リユースの推進

(1) 利再来留館の活用	<ul style="list-style-type: none"> 利再来留館をリユースの活動拠点として活用 粗大ごみリユース品の展示・販売機能の再編
(2) リユース活動に関する情報提供・支援	<ul style="list-style-type: none"> フリーマーケットやフリマアプリなど、不用品交換などを気軽に利用できる環境の整備・情報提供

重点施策

重点 1：プラスチック類の発生抑制（リデュース）

（取組例）

- 「2050年ゼロカーボンシティ宣言」や「CHOFU プラスチック・スマート・アクション」の取組を継続的に発展、拡充し、市民・事業者のプラスチック削減の取組を推進
- 市民に対しては、使い捨てプラスチックの削減や自主回収に取り組む事業者の情報を積極的に発信
- 事業者に対しては、商工会等の事業者団体とも連携し、先進事例の紹介などの情報発信により、脱プラスチック型の事業活動への転換を促進
- 脱プラスチック型の事業活動に取り組む事業所の認定制度について検討

など

重点 2：食品ロスの削減

（取組例）

- 市民に対しては、家庭で取り組める食品ロス削減のほか、食品ロス削減に取り組む飲食店等の事業者の情報を発信
- 食品関連事業者・団体と連携し、食品ロス削減月間での共同キャンペーンなどを展開
- 食べ切りや食品ロスの削減に取り組む飲食店や食品販売店の認定制度について検討

など

2 資源化計画

基本方針

さらなる資源化の推進

資源分別収集、集団回収、拠点回収、そして事業者による自主回収など、多種多様な回収ルートで資源のリサイクルを推進します。また、プラスチック類の資源化拡充により温室効果ガスの削減を図るとともに、古紙類に代表される既存の資源についても分別収集の推進による品質の維持・向上を図り、市況に左右されない安定的なリサイクルシステムを維持できるようにします。

2.1 資源化の推進

(1)プラスチック類の資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック容器包装からプラスチックごみ全体に分別対象を拡大し、プラスチック資源循環促進法に基づくプラスチック類の資源化推進
(2)集団回収、拠点回収の推進	<ul style="list-style-type: none"> 集団回収事業を持続的な仕組みに改善しながら継続 事業者の自主回収の利用を市民に呼びかけ 拠点回収事業は継続しつつ、事業者との連携・役割分担に留意しながら改善・拡充の検討
(3)枝・草・葉や生ごみの資源化検討	<ul style="list-style-type: none"> 枝・草・葉の資源化の導入に向けた検討 家庭内における堆肥化やコミュニティによる生ごみの資源化について引き続き調査・検討

2.2 家庭ごみ・資源の分別の徹底

(1)分別ルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな媒体を通じ、ごみ・資源の正しい分別方法を周知 促進員や収集運搬業者、集合住宅管理者等と連携した排出指導 ルールが守られていないごみへの指導の継続
(2)分別収集品質の向上策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 古紙類の分別収集品質の向上を図るため、排出ルールの見直し等を検討 組成分析調査結果に基づく啓発推進の継続

2.3 事業系ごみの資源化・適正排出の推進

(1)事業所への情報提供、指導	<ul style="list-style-type: none"> 事業用大規模建築物の再利用計画に基づく指導、ごみ減量要請 中小規模事業所向けにごみ減量・資源化に関する情報発信や指導の強化
(2)持込ごみの分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 中間処理施設に搬入される可燃ごみの抜き取り調査の継続

重点施策

重点3：プラスチック類資源化の推進（リサイクル）

- （取組例）
- ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新・稼働（令和9年度予定）にあわせ、容器包装プラスチック・製品プラスチックの新たな収集（回収）方法の検討
 - 再資源化の対象となる製品プラの指定
 - ペットボトルの水平リサイクル（※）に向けた取組の検討
※使用済み製品を同一種類の製品へとリサイクルすること。（例：ビン→ビン）

重点4：資源の分別品質の確保・回収ルートの多様化

- （取組例）
- 雑がみの種類や禁忌品など古紙類に関する知識の普及
 - 店頭回収や販売店回収など、多様な回収ルートの利用の呼びかけ
 - 集団回収の推進
 - リサイクル協力店制度等を活用した店頭回収の促進
 - 収集・運搬方法の見直しの検討
 - 分別品質を高めるための排出ルールの検討など

3 収集・中間処理・処分計画

基本方針	三鷹市及びふじみ衛生組合と連携しつつ、安定的なごみの収集運搬体制・中間処理体制を構築するとともに、東京多摩広域資源循環組合と連携し最終処分量ゼロを維持します。
適正な処理体制の維持	

3.1 ごみの排出と収集運搬

(1)現在の収集運搬体制の維持	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済状況等の変化に対応した効率的・効果的な収集・運搬体制の維持
(2)ICT化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 収集時や各種手続きのICT（情報通信技術）化推進
(3)環境に配慮した清掃車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> EV車や燃料電池車の導入に向けた検討
(4)ふれあい収集の高齢者等ごみ出し困難世帯に向けた対応の充実	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい収集の強化 ごみ出し困難世帯に関する関係部局及び事業者との連携強化
(5)その他適正排出の維持	<ul style="list-style-type: none"> 分別・排出ルールの指導 不法投棄対策の継続 資源物持ち去り対策の継続 適正処理困難物等への対応

3.2 ごみの中間処理

(1)中間処理システムの維持	<ul style="list-style-type: none"> 三鷹市、ふじみ衛生組合と連携による、リサイクルセンターの更新など安定した中間処理体制の維持
(2)クリーンセンター機能の維持	<ul style="list-style-type: none"> 調布市クリーンセンターにおける粗大ごみ・古紙・古布・びん・缶の選別や詰替の実施

3.3 最終処分量ゼロの維持

(1)焼却灰の資源化	<ul style="list-style-type: none"> 東京多摩広域資源循環組合におけるエコセメント化事業の継続 エコセメント化施設の維持・更新
------------	---

3.4 緊急事態への対応

(1)災害廃棄物処理計画の策定等	<ul style="list-style-type: none"> 国の指針、東京都災害廃棄物処理計画に基づく、大規模災害発生時の災害廃棄物処理計画の策定 感染拡大期等における収集・処理事業の継続
------------------	---

重点施策

(再掲) 重点3：プラスチック類資源化の推進（リサイクル）

- (取組例)
- 製品プラスチックの資源化に向けた収集運搬及び中間処理体制検討

重点5：災害等への対応力の向上

- (取組例)
- 災害廃棄物処理計画の策定に向けた取組
 - 感染症の拡大や世界的な経済変動など、予期せぬ変動期における業務継続及び排出方法の周知

4 情報発信及び連携・協働計画

基本方針	市民・事業者や各種団体・教育機関等との関係主体とのパートナーシップ（つながり）を形成し深めることで、さまざまなごみ減量・資源化等の取組を進めます。
市民・事業者との協働	また、積極的な情報発信、普及啓発、児童・生徒への環境教育や環境学習を推進します。

4.1 各主体との連携推進

(1) 促進員や審議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量及び再利用促進審議会の開催、審議 ・調布市廃棄物減量及び再利用促進員との連携
(2) 市民との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化等に関する地域活動への支援
(3) 事業者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量・リサイクル協力店」認定制度を拡充。食品ロスや使い捨てプラスチック削減に取り組む事業所を支援 ・自主回収やリユース促進など、3R推進に積極的に取り組む企業との連携 ・事業者団体と連携し、事業所への普及啓発等の推進
(4) 国などへの働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・サーキュラー・エコノミーの仕組づくりなどに関し、他自治体と連携した国等への要望

4.2 普及・啓発の推進

(1) 情報媒体の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体、ごみ分別アプリ等を活用した効果的な情報提供・普及啓発の展開 ・将来世代に向けた広報・啓発コンテンツの充実
(2) イベント・キャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・エコフェスタちようふ等のイベントの開催 ・食品ロス等をテーマとした共同イベントの開催
(3) 市民団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体や促進員との連携による地域住民への普及・啓発の展開

4.3 環境教育・環境学習の推進

(1) 各種講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（団体）向け講座、児童・生徒向け出前講座等の開催
(2) 教育機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への教育素材の提供や大学研究機関との連携など
(3) ごみ減量啓発作品の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量啓発作品の募集、活用
(4) 見学会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理施設見学会等の実施

重点施策

重点6：パートナーシップの形成と強化

- ・ごみ減量・リサイクル協力店制度の強化・拡充
- ・多様な回収（集団回収・拠点回収・店頭回収など）の促進を通じた地域団体や事業所との連携
- ・自主回収、リユース促進企業等との連携
- ・環境教育・環境学習の推進を通じた教育機関や市民団体、**事業者との連携**
- ・SDGg等、地球環境問題に関する周知・啓発など

※基本計画全体を通じ、進捗評価に必要な情報の整備と「見える化」に努めます。また、計画は毎年度進捗評価を行います。